

カントの永久平和論（3）

長戸路 千秋

前回は、カントが永久平和樹立のための条件として、各国家はその自由なる意志にもとづいて国際連合組織を結成すべきであることを提唱する「第二確定条項」までを取扱った。

今回は、カントが、更にその上に立って、全地球的規模における世界公民的法組織を樹立すべきであることを提唱する「第三確定条項」を問題とすることから始める。

6.

さて、以上のようにしてカントが、「第二確定条項」に於て論じた国際連合組織の範囲は、理想としては、全世界のあらゆる国家を含むべきであったであろうが、しかし、差当り、彼が当面の目標としたのは、当時彼が、それらのみが真の文化国家と考えていたところの、しかも絶えることのない戦禍に喘いでいたヨーロッパ諸国に限定せられ、それ以外の地域にまでは及ばなかったものようである。

しかしながら、たとえ当時とはいえ、一度び視野を広くヨーロッパ大陸外に転ずるとき、そこに既にヨーロッパ諸国の連合組織のみを以てしては、安んずることを得ない状況が醸し出されていたのである。すなわち、当時に於けるヨーロッパ人の冒険的精神と航海術の著しい発達に基く世界的視圏の驚くべき拡大は、世界各地域に亘る植民地の相次ぐ開発と、幾多の異民族との頻繁な接触をもたらし、その結果、ヨーロッパ大陸外のある地域における民族間の対立抗争も、直ちに地球上の全地域に亘って波及

していくような危険な状勢を既に醸成していたのである。カントの言葉を以てすれば、「地球上の一つの場所における法の毀損は、すべての他の場所に波及する」状勢にあったのである。

ここに於て、カントはその思考をヨーロッパ政局より転じて、更に広く世界政治の局面に移していかざるを得なかった。今や、「国内法」より、彼の所謂「国際法」（ヨーロッパ大陸に局限される）を經由して、「世界公民法」（文字通りの世界法）の領域に進み入らなければならない段階に到達したのである。

「永久平和のための第三確定条項」

「世界公民法 *Weltbürgerrecht* は普遍的好遇 *allgemeine Hospitalität* の諸制約にのみ限局せられるべきである」¹⁰⁾

そもそも人間が居住し得る範囲はこの地球上に限られている。けだし、「人間は、球面をなす地球表面上を、無限に分散して拡がることはできず、結局、併存することを互いに忍び合わねばならず、しかも根源的には何人も他人にまして地上のある場所に対しより多くの権利をもつものではない」からである。この意味において、すべての人間は、住居を等しくする一種の共同団体に属するといえる。従って共同生活の理念は、あまねく地球上の人類全体の関係をも支配しなければならない。¹¹⁾すなわち、もし彼等の意欲の間に矛盾や対立が生じた場合には、相互にそれらを制限し、調整し合わねばならない。カントによれば、こうした制約を規定するものが世界公民法に外ならないのである。

ところで、この世界公民法もまた、彼によれば法であるゆえ、ここにいうところの「好遇」も、決して単なる「博愛 *Philanthropie* ではなくして権利 *Recht* である」。従って、人はすべてこの法によって、如何なる土地を訪れても、そこで危険な行動をしない限り、「好遇」を要求する権利

を有しなければならない。ただし、この権利は、決して「賓客であることの権利」 *Gastrecht* ではなくて、単に「訪問し得る権利」 *Besuchsrecht* である。換言すれば、その土地の住民と「交際を試みることができる可能的制約」であるに止まるのである。このことは、カントによれば、人間が有限な地表に相共に生存する限り、結局互いにこの程度の権利は認め合わねばならないということに基づくのである。

かくて、例えば蛮地の海岸においてしばしば行われる船舶掠奪、あるいは、難波船の乗組員を奴隷とするような行為、さらにはアラビア砂漠のある種族が、己れに近づくものはすべてこれを掠奪する権利を有するとなすようなことは、「自然法」に悖り、違法なものとして禁止されなければならない。「このような方法によって、遠く隔たる大陸相互間にも平和な関係が結ばれるに到り、その関係は、ついには法の理念にかなうものとなり、その究極に於て、人類をますます世界公民的法体制に接近させることができるというのである。

しかしながら、ここにひるがえって当時の現実の世界状勢を、この世界公民的法体制の理念に照らして省みるとき、それは一体どのようなものであったであらうか。実にそこには、「文明国民」を以て自ら任ずるヨーロッパ諸国民の、言語同断ともいふべき無法な所行が諸所ほうほうで展開していたのである。

彼等は、アフリカ、アジア、アメリカ等の諸大陸に於て、あらゆる言語に絶する悖徳の行動を敢てしていたのであって、カントはそのような現実の事態に対し、心底から怒りを発して、このような背徳行為を敢てする民族、これこそ実に文明国民たることを誇りとする民族、しかも、「しきりに口に信心を唱え、不義を水の如く飲みながら、なお敢て正教の選民とみなされんと欲する諸列強である」として痛罵の言葉を連ねているのである。

既にカントの時代に於てこのような不幸な形で地球上の諸民族は、その

かなりの部分が相互に密接な関連をもって結びつき、かくて「地球上の一つの場所に於ける法の毀損も、すべての他の場所に波及する」程度に達していたのである。従って、このような世界公民法の内容は、決して単なる空想的な要請ではなく、前述の国際組織と相俟って、人類が永久平和に向けて近接していく条件でなければならないというのである。

さてカントは、永久平和への基本的条件として、以上のように3条項を掲げたのであるが、このうち第三条項に於ては、彼の¹²⁾自然法的思想が最も強く表面に現われ、¹²⁾確実な実効力を欠く法が持ち出されていることが注意されなければならない。もとよりカント自らこの法を以て、「¹²⁾国法並びに国際法が含む不文法典にとって必要欠くべからざる補足物」であるとなしてはいる。しかしながら、その内容を実現するに足る強制力を欠くところの法は、実は彼の法哲学的立場からすれば、厳密な意味での法とはいえない筈であって、それはせいぜい¹²⁾道徳の異名としての¹²⁾自然法にすぎないものといわねばならないことになるのである。かつて、田中耕太郎博士が、その著『世界法の理論』（昭和7年～9年）において、その基礎論として強調せられたように、「社会あるところ法あり」(Ubi societas ibi ius)の立場から、法と強制力を引き離して考え、従って法を¹²⁾国家の専有としない立場（第1巻、第2章法の概念と国家の概念 p.42以下）に立つならば別として、そうでない限り、このように明確な組織とそれによる規制を受けない漠然たる人類社会において法は未だ考えられず、せいぜいそこに於ても道義が行われるべきことを要請するだけのものに他ならない。元来法と強制力を不可分離のものとして考える彼の立場からすれば、これはまことに不可解なことといわねばならない。

この救済をどこに求めるべきであるか。それは他ではない。第二確定条項による国際的連合組織を、ヨーロッパ大陸中心の狭い領域をこえて広く地球の全域にまで漸次拡大していく他はないのである。そうでない限り、

たとえ世界公民法と名づけても、所詮それは法として甚だ影の薄いものといわざるを得ないのである。

しかるに現今に於ては、カントが彼の所謂「国際連合」を形成すべき範囲から敢て除外したヨーロッパ大陸外の諸国家も、もはや殆どすべて、否、もれなく全域に亘って、この第二確定条項に基づく国際連合組織に組み入れられるべき情勢に立ち到っていることは殆ど論を要せぬところといえよう。今後はただ法の理念の命ずるところに従って、それが完成の域に達するのが俟たれるだけである。かくて始めて彼の「世界公民法」も実効力を有するものとなり、従って法たるの名に値するものとなるであろう。しかしながら、翻って考えてみると、その時それはもはや世界公民法ではなくて国際法そのものにほかならないのである。これを要するに、カントの所謂世界公民法が、厳密な意味に於て法であり得るためには、それは国際法の中に解消していかなければならぬといわねばならない。自然法は尙未だ法とはいい難いのである。

ともあれ、カントは以上の国内法、国際法並びに世界公民法という3段階の法的構成を以て、全人類の人格の自由とその結合を擁護し、その間に永久平和を達成させるための制約として不可欠のものであることを示しているのである。そしてそこには、常に法の權威を重んずる思想が一貫して強く流れており、しかもそれを裏づけるに、彼の、人格の自由と尊厳を重んずる道徳哲学を以てして、ここに単なる形式的、外面的法律構成を越えたカントの思想の特異な色彩を表出していることが注目されなければならない。要するに、ここに彼の徹底した人間認識が、結局このような構想を永久平和への不可欠の方途として導き出させているといえるのである。

注 10) それ以上、あるいは、それ以下であってはならないとの意。

11) われわれはここに、『世界法の可能性』Die Möglichkeit eines Weltrechts 1889 の著者 Zitermann が情熱をこめて引用する、“Sind wir alle Brüder und nicht ein Gott uns alle geschaffen.” という美しい古語をおもいおこさざるを得ない。

12) 現代の法学に於て、法の欠缺（それは、現実の事態に対して適用する法文の欠如を意味するが、このことは、出来得る限り簡潔な一連の条文を以て、複雑多岐に亘る現実の事態を処理しつくそうとするとき不可避免的に起ることといわねばならない）がある際には、その補充として条理を持ち出して法として妥当させ、これによって事案を解決するのを常とする。そしてこの場合、条理も亦法とされるのである。

ところで、カントは、ここでいう「世界公民法」を以て、「国際法」の「必要不可欠な補足物」といっている。これをみるといかにもここにいう条理としての法であるかの如く解せられるかもしれないが、実は全くそうではないのである。なぜなら、これが条理としての法であるためには、既に全世界に亘って確立された国際法体系を前提しなければならないからである。それ故、法の理念の命ずるところに従って、カントの所謂「国際法」（ヨーロッパ大陸のみが考えられている）の法域圏を全世界的なものに拡大していくより他に、この条項に掲げる要請を厳密な意味において法となすべがないのである。

7.

さて、以上三つの確定条項によって、カントは永久平和の外的実現形式を展開して、国内に於ては共和的法体制を、国際関係に於ては国際連合組織を、そして全世界に亘っては世界公民法組織を、それぞれ永久平和を招来するための理想的形式として掲げたのであるが、ここで改めて考慮せられるべきことは、これらの三者何れにしても、現実には必らずしも可能ではないところの、否、その完璧な形態に達することは到底不可能ともいうべき「理念」であったことであり、従ってまた、これらを通じて実現せられるべき永久平和もまた同様に「不可達成的理念」¹³⁾ *unerreichbare Idee* であったことである。

けだし、カントにとって人間は、一面、理性的存在者であるとともに、他面、感性的存在者であって、理性的存在者としては、すべての人の自由を制限するところの法則、即ち法を要求するが、しかし、その感性的、利己的傾向性はその自由を乱用して、機会さえ許せば、自分だけはその法則から免かれようと努力するように彼を誘惑するものである。この傾向性の

余りもの根強さは、時にカントをして、「人間の造られているような曲りくねつた木から完全にまっすぐな良材は決してつくり出され得ない」W., III, Idee., S. 156 と慨嘆させている程であって、人間がなし得ることは、せいぜいこの理念への接近のみなのである。しかも、その接近とても、理念に導かれながら、それを制度に固定化し、このような制度によって錬成されることによってやがてその制度の欠陥を自覚し、かくして漸次よりよき制度を創り出して行く方式をとるより他に人間はこれに接近するすべを知らぬのである。かくて、永久平和の理念は、人間にとって尙無限に遠い彼方にあるのであって、まさに永久平和は不可達成的理念であるのである。しかしながら、永久平和の理念、あるいはそれに基づく「戦争あるべからず」という禁令は、実践理性の要請として絶対的妥当性を有する。理念が実現できるか否かの問題と、それが絶対的に妥当するか否かの問題とは全然別箇の問題であって、たとえ理念の要求する完全状態は事実上決して達成されることがないとしても、これによって現実の状態を出来得る限り完全な状態に近づけるために、「この最高限度を模範として掲示するところの理念は全く正当である。なぜならば、人間が止まらざるを得ない最高限度はどれ程のものであるか、従って、この理念とその実現との間に存在する間隙の大きさはどのようなものであるかというようなことは、何人といえども決定し得ず、また決定してはならない問題である。何故かというに、あらゆる定められた限界を超越し得るということが自由の本性であるからである」K.d. r.V., 2Aufl. S. 372f.。そしてカントによれば、このような自由によってこそ人間は歴史を有するのであり、歴史は実にこの自由による理念への漸次的接近が画き出す軌跡にほかならないのである。かくて理念の本義は、それが正しい課題であることにあるのである。このようにして、カントの永久平和は、従来の思想家たちによって考えられてきたように、歴史のある一定時期に起る経験的事実としてのそれではなく、理念即ち超時間的永久的課題としてのそれであったのである。

この永久平和の理念を内に見ることによって始めてわれわれは、あらゆる歴史的に創られていく各種の政治社会の平和的価値を評価し得る基準を獲得し、ここに始めて歴史的にすぐれた平和的秩序を打ち立てた国内的あるいは国際的政治社会を仰ぎ見ることがわれわれに可能となるのである。

注 13) 『永久平和のために』の中では、「不可実行的理念」*unausführbare Idee* となっているが、他に「不可達成的理念」*unerreichbare Idee* という場合もある (W., VIII, *Anthropologie*, S. 221)。理念の性質上後者の方がより適当と思われる。

8.

前節に於て、永久平和は人間にとって、その完全な実現は恐らく不可能、あるいは、少くとも保証することができない理念であり、しかもそれにも拘らず、これに向って絶えず接近していこうと努力することが人間に課せられた義務であることを見てきた。ここに於て次の問題は、この理念への不断の接近が果して可能であるか、また、これが可能であるとすれば、それはどのような過程を辿ってなされるのであるかということである。カントはこの問題を、「第一追加条項、永久平和の保証」に於て取扱うのである。

カントによれば、永久平和への絶えざる接近は歴史上実現され得るものなのであるが、そもそも彼はこの歴史というものをどのようなものとして考えていたであろうか。本条項の内容に立入るに先立って、この点少しく省みておく必要があると思われる。

元来カントは、歴史を通じて人間性の完全な展開がなされ得ることを期待するものであった。そしてその人間性の全き開発がなされ得るような状態、即ち、世界公民的法組織への到達を歴史の究極状況と考えていた(『一般歴史考』その他)。

彼によれば、この人間性の完全な開発のために、彼の所謂「生けるも

¹⁴⁾の」¹⁴⁾として人間素質が、「¹⁴⁾理性的なるもの」¹⁴⁾として人間素質に己れをその素材として提供し、更にその「¹⁴⁾理性的なるもの」¹⁴⁾として人間素質が、その究極目的である「¹⁴⁾人格的なるもの」¹⁴⁾として人間素質に己れをその素材、即ち、文化ならびに法として提供する。換言すれば、自然（生命）として人間は、理性として人間を目指し、理性として人間は、さらに人格として人間を目指すのであって、その際常に先のものが後のものに対して、いわば、自己否定的に自らをその素材として提供するのであって、そのことにより後のものの実現を保証しているというのである。カント自身の言葉を以てすれば、「人間が絶対的目的であるために自らしなければならぬことに対し、自然が人間を準備 *vorbereiten* する」K. d. U. §83 というのである。

しかしながら、ここであくまで注意せられなければならないことは、このようにして、人間の理性に基く文化と法の実現が、いかに自然の意図であり、自然によって配慮され、準備せられているにしても、その実現あるいは樹立は、結局人間が自ら額に汗して努力することによって成就されなければならないということである。けだし、そうでないとすれば、それは所詮単なる自然の歴史であるに止まり、人間の歴史、自由の歴史であることができないからである。そもそも、「自然が人間に理性と、またそれに基づく意志の自由を与えた以上……自然の意図は明らかである。即ち人間は単にその本能に導かれ、あるいは生得の知識によって配慮せられ、教えられるだけではなく、かえって総てを自己自身の中から生産しなければならない。」W., VI, Idee., S. 154 ののであって、ここに自然は、人間を俟つに、必ずしも単なる楽園を以てするのではなく、むしろ、あらゆる悪徳あるいは戦争のようなものすらを以てするのである。

そもそも、人間がそれぞれの国家を形成したのは、種々様々な悪徳を醸し出す戦争状態（カントの所謂自然状態）から脱出するためであった。そして更にその国家の上に国際連合組織を、並びに世界公民的法組織を構想

せざるを得なくなるのも、国家間の戦争状態から脱出せんがために他ならないのである。このようにして人間は、自然状態にあっては相互に傷つけ合う悪徳の故に、かえってこれによって促されて、この悲しむべき状態から脱出して自らを守るために種々なる法体系を樹立しようと努力を試みるに到るのである。

かくて、悪は少くとも人間を法的に善ならしめる。否、むしろもろもろの悪は、相互に否定し合うことによって人をしてやむなく善に赴かしめるところにその本性があるといわねばならないのである。

以上のような自然と人間との動的連関¹⁵⁾の中にカントは歴史を考えたのであった。第一追加条項の内容は、このような立場で展開された永久平和に対する「自然」の「保証」であったのである。その大要は次の如くである。

カントによれば、永久平和の招来は二つの力の協力によって可能となる。その一つは、道徳的洞察に基づくわれわれの当為の意識である。「戦争あるべからず」という実践理性の根源に根ざす絶対的な禁止命令は、永久平和を来らしめるべき義務をわれわれに課し、この義務意識がわれわれにあらゆる障礙を排除してこの理念の実現に向って努力する力を与えるのである。まさに、“Du Kannst, denn dusollst”という、カントのあの大胆な立言はこのことを意味するものに他ならない。

しかしながら、カントによれば、このような道徳的洞察がなくとも、自然が永久平和の招来を保証する。すなわち、自然の機械的作用そのものが、「人類が欲すると欲せざるに拘らずこれを強制して」おのずからこの方向に赴かしめるというのである。彼によれば、「偉大なる芸術家自然」は、その「偉大なる知慧」によって、人類が国内法、国際法及び世界公民法を通じて永久平和という道徳的目標を達成するように、自然界一般並びに人間の自然的傾向性を配置していると考えざるを得ないというのである。それは一体どのようにしてであるか。他ではない。

(1) 先ず自然は、人間が地球上何れの地域に於ても生活できるように予め配慮する。カントがあげる例によれば、極寒の氷海に沿う地帯にも、なおある種の苔を生育させて、「オスティアック」又は「サモエード」の栄養とし、またその橈を牽く馴鹿を養う。更にまたその氷海にも海豹、海馬、鯨などを棲息させて、住民にその肉によって食糧や脂肪を供給する。さては、炎熱やくような砂漠にも駱駝を棲息させるように配置して、これらの動物に依存する人間の生活を可能にする如きである。

(2) 次に自然は、このように設備されたあらゆる地域に人間を追いやるように配慮する。すなわち自然は、人間の自然的素質としての好戦的傾向性を利用して相互に戦わせ、その敗者をして遠く辺境に逃亡させて、そこに居住することをよぎなくさせる。例えば、「サモエード族」は好戦的な「モンゴリア族」のために圧迫せられてアルタイ山脈の同族から引き離され、漸次寒冷不毛の北氷洋沿岸地帯に移動し、また、ヨーロッパ大陸最北部の「フィン族」が、「ゴート族」や「サルマチア族」の圧迫のために、同族の「ウンガル族」からわかれて、このような僻遠の土地に移住することを余儀なくされた如きである。

(3) 更に自然は、人間のこの（自然的）好戦的傾向性を利用して、人類が多少なりとも相互に法的関係に入り込むことを促す。すなわち、最初はたとえ幼稚な形に於てではあるにせよ国家的なものを形成するように仕向けるのである。なぜなら、一民族が他民族に対抗してその圧迫を免かれ、もしくは、優越した地位に立つためには、鞏固な団結を形成しなければならず、その団結のうちで最も確実なものは、総ての成員にもれなく服従を要求するところの全体意志に基づく団結、すなわち、国家に他ならないからである。

このようにして自然は、3段階に亘って、人類が永久平和を追求し得るように「予備的设备」を提供し、人間をしてその上に、更により良い国内法体制、ひいては国際法体制、世界公民法体制を希求させ、実現させるよ

うに配慮しているというのである。

それらのうち先ず国家についていえば、ある民族がたとえその内部的な不和や葛藤のために国家を形成することができないとしても、もしその民族を攻撃する異民族が隣りにひかえているとすれば、どうしてもその民族は、それに対抗するために国家を形成して一箇の勢力として団結せざるを得なくなる筈である。そして、その国家体制のうちでも、法の理念に合致しているだけに最も樹立し難い体制である共和的法体制に進み入ることを余儀なくされるであろう。なぜなら、自然は利己心を、その無制限な主張によるよりは、むしろ自己を適当に制御して他と妥協する方が自己にとってより得策であることを知るように創り出しているからである。

したがって人間は、たとえ道徳的でなくとも、極端に言えば悪魔の種族であっても、ただ悟性を有しさえすれば、国家建設の問題は解決し得る筈であって、ここに、「道徳によってよき国家体制が期待されるのではなくて、むしろ反対に、後者（利己心）によって始めてある民族のよき道徳的教養が期待せられる」とさえいえるのである。まことに、「自然は、正義がついには優勢を得ることを欲してやまない」ものである。かくて、「今人が怠りがちにすする所は、たとえ多くの曲折を経ても、ついには自ら実現せられる」といわねばならないというのである。

次に国際法についていえば、自然は諸民族の、一つの普遍的王国への融合を妨げ、その間に国際連合的組織の理念を実現させるために、一定の手段を用いる。すなわち、自然は、言語や宗教などの相異を利用して諸民族を分離させてその融合を妨げるのである。このことは他面、諸民族相互間の憎悪心を醸成し、戦争の口実を獲得させる原因ではあるが、それでも尙世界が一つの普遍的王国のために融合されてしまつて、やがてその専制政治のもとに「自由の墓地」を作り上げるよりははるかに勝るのである。なぜなら、このような諸民族分立の状態も、やがて文化の向上と相互間の親近化に伴って益々原理上の一致と平和に対する理解とに導かれ、しかも真

の生き生きとした合一が相互の活発な競争の裡に招来せられ確保せられる可能性が存在するからである。

最後に世界公民法についても、自然は同様な配慮をしているといえる。すなわち、自然は世界公民法的法体制の理念を以てしても恐らく暴力と戦争から離脱し得ない諸民族を、実にそれら各自が持っている利己心そのものによって結合するに到らせるのである。この利己心、それは即ち商業精神に他ならない。カントによれば、商業精神と戦争とは両立し得ないものであるからである。そのため恐らく道徳的な動機によるのではなく、このような利己心から互いに高貴であるべき平和を求めるように促されるのである。

ここに於てカントは次のように結論する。「このようにして、自然は人間の傾向性そのものの機構によって永久平和を保証する。勿論この保証は、永久平和の招来を（理論上）予言する程に確実なものではないけれども、実践的見地からは十分であって（単なる夢想ではない）、この目的に向って努力することをわれわれの義務たらしめる」のであると。

さて、この第一追加条項に於て展開されたカントの、自然に就ての目的論的思考過程を辿るとき、われわれはそこに何となく空想的な軽い響きを感じさせられることは、朝永博士もいわれる通りであるが、それは一応さ¹⁶⁾しおくとしても、われわれはそこに同時に、カントがあるいはして冒したのではないかと思われる一見致命的な矛盾らしきものに気づかせられざるを得ないといわれねばならない。というのは、カントにとって永久平和は理念であり、実践理性に根ざす当為の意識によってその確実性を思わしめられ、その実現が義務づけられているのだという提唱とはおよそ反対に、人類はその欲すると否とに拘らず、「自然の機械作用」によって自ずから永久平和を招来せざるを得なくなる運命に置かれているという問題の提出を試みているからである。すなわち、Sollenの問題を、同時に、Müssenの問題として取扱っているような外観を与えているからである。まことに、

もしわれわれが永久平和への必然的過程にあるとすれば、すべてその実現のための努力などということは全く無意味なことといわなければならなくなるからである。

しかしながら、カントはもとよりそのような過誤を犯しているのではないのであって、先にも述べたように、カントの歴史的合目的性の理論は、決して単に人間が手を拱いていても、自然が人間にとって都合よく理念の実現のために働らくというようなものではなく、人間の人格性こそ人間にとって絶対的目的であり、自然はただこの人格性陶冶の場である法や文化の地盤の下にあって、この地盤を、いわば自己否定的に準備するに止まるのである。従って、人間が道徳的に行為する以上、自然はそれを妨げることとはできないのであって、この際自然が提供する悪は、かえって人間による善の実現に寄与し、その実現を基底から保証する結果になるのである。彼の『宗教哲学』の中における「何れの時代に於ても、真や善の拡がりゆきに妨げとなるような政治的社会的原因（人間の自然的利己的傾向性……筆者）に基づく障礙は、むしろ善（人びとが一度びそれを看取した後には、決して彼等の思想を見捨てることのない）に向う人びとの合一を尙一層深めるのに役立つのである」W., VI, S. 269f. という言葉は、このような考え方の一つの表現といわねばならない。従って、彼の説くところは、自然の外から自然を見る、いわば自然の傍観者に対してでなく、ただ自らも自然の真只中にあって実践する人間にとってのみ現れる自然の秘義にほかならなかったのである。「第一追加条項」は、まさにこのような立場でなされた「永久平和の保証」であったのである。

注 14) 『宗教哲学』におけるカントの人間性の分類 W., VI, S. 164 に基づく。

15) 自然と、自然の中に生み出され、自然の中にあって、しかも自然を超え出ようとする人間との動的連関の過程として人間の歴史が展開すると見る立場が、ここに示されている。

16) 朝永三十郎 カントの平和論 昭和6年。

そもそも、近代自然科学の飛躍的發展が、従前の目的論的思考を排除して、専ら因果論的思考に局限しようとするところから始まったものであることは周知のところであるが、実は、一度び捨てたはずのこの目的論的思考を抜きにしては自然界の認識もやはり不完全、不精密になることを免かれ得ない。そして、このような反省が今日に到ってますます深められ、目的論的思考と因果論的思考とは実に相補関係にあるものであるとさえいわれるようになってきている。(W. Heitler, *Der Mensch und die naturwissenschaftliche Erkenntnis*, 1964 S. 9f.)

ところで、カントの時代にあつては、自然科学的認識の分野に於てこの目的論的思考を持ち込むことは、いわばタブーにふれることがらであつたはずである。しかし、カントは、この目的論的思考を排除し去ることは、真理への道を不完全なものにするものであることへの考慮から敢てこの論証を試みているのである。しかしながら、未だこの分野での学問的データの乏しい時代にあつて、この問題にふれたのであるから、ここにどうしてもやや空想的な軽いひびきを感じさせないわけにはいかなかつたと思われる。

9.

カントは「第二追加条項」を、「永久平和のための秘密条項」*Geheimer Artikel zum ewigen Frieden* として、次のことを要請する。

「公的平和の可能の制約に関する哲学者の格率は、戦備をととのえている国家によって忠告 *Rat* として受取られるべきである」

永久平和の実現は、一方に於て、前述のような意味の「自然の機械作用」によって準備せられ、保証せられるのであるが、他方に於て、われわれの理性的、道徳的洞察に基づいて積極的に促進せられなければならない。前者の場合には、人間性に具わっている自然的傾向性が期せずしてこの目的の実現に協力する結果になるのであるが、後者の場合には、目的が

明確に意識せられ、われわれは意識的、積極的にその目的達成のために努力しなければならない。そしてこの目的の明確な理性的洞察力を持ち、その実現の制約と形式とを明確に把握して世に示すことができるのは外ならぬ哲学者である。従って国家の立法者は、このような哲学者の意見を己れに対する忠告として受け入れ、その警告に従わねばならない。しかしながら、国家の立法者が被治者の位置にある哲学者から教えを求めることは、その威厳を損ずることになるかもしれないが、それでも尚彼等に教えを求めることは望ましいことには変りはない。ではどのようにすべきか。この場合国家はただ暗黙のうちに彼等に意見を発表させるように奨励しさえすればよいのである。すなわち、彼等に発表の自由を与えさえすればよいのである。そうすれば、統治者は哲学者に公然と諮問しなくても、哲学者から忠告を与えられることになるからである。ここに秘密の諮問と秘密の忠告とが成立する。こうした理由でカントは幾分の皮肉をこめてこの条項を「秘密条項」と名づけたのである。¹⁷⁾

なおカントは、ここで法律家について言及し、「法の秤とともに正義の剣をシンボルとしてきた法律家は、剣を単に、正義の秤から一切の外部的影響を除き去るために用いるのみでなく、秤り皿の何れか一つが軽すぎる場合にその重さを補うために剣を利用する」という弊に陥り易い。また哲学者でない法律家は、その職務分掌上単に現行法の適用だけを努めとして、現行法そのものが改良を要する否かのような研究には比較的無関心であるため特にこの誘惑を受け易い。また法律家は、その仕える法律学が、元来低次元のものであるに拘らず、それがただ権力を伴っているという理由だけで己れを高しとしてはばからない。国家はすべからくこのような法律家の偏重を避けて、哲学者の説く原則に耳を傾けなければならないといひ、更にまた君主についても言及して、君主が哲学し、もしくは、哲学者が君主となるというようなことは、期待し得ることでもなく、また期待すべきことでもない。なぜなら権力の把持は、理性に基づく自由な判断を不

可避的に損うものであるからである。けれども君主、あるいは、「君主的人民（平等の原則に従って己れ自身を支配するところの人民）」が、哲学者の階級を消滅させたり沈黙させたりせずに、公然と論議させることは、両者がそれぞれ自己の本務を自覚するためには必要不可欠のことであるともいっている。

このようにしてカントは、プラトンの哲人政治の緩和とでもいうべき形で、政治における哲学的な指導理念の重要性を説いているのであって、ここにもまた、われわれは人格の自由とその尊厳性をあくまで主張して、国家主権の限界を明らかにし、法の権威とその普遍妥当性を強調して人間の赴くべき彼方に永久平和の理念を高く掲げたカントの面目をよくうかがうことができるのである。

なお、カントは、更に附録として、政治と道徳に関する論議二篇をこの後につけ加えている。それは要するに、政治に対する道徳の優位を強調するものである。このことは、カントの法と道徳についての考え方からすれば当然帰結されることであって、今更ここで改めて展開される要もないごとくであるが、カントは現実の政治社会を省みるとき、このことが如何に実際政治家によって不当に軽視されているか、並びにそのために真の政治の進歩がはばまれて永久平和達成への阻害となっているかを痛感し、殆ど憤懣の言葉として受取れるような辛辣な表現を以て、この両者（政治と道徳）を、本来の正しい関係にもどすべきであることを力説していることが注目される。¹⁸⁾

注 17) カントは1794年、すなわち『永久平和のために』出版の前年に、彼の宗教哲学』（1793）に関連して当局者より緘口令がしかれた。そのことにもとづくふんまんがこのような形の皮肉となって出ているといえる。

18) ここでカントは、実際政治家たちのなすところを痛罵して、「彼等の詭弁的な格率を次の三つに帰することができる。1. *Fac et excusa.*（為せ、而して弁明せよ）2. *Si fesisti, nega.*（もし汝が為せしはらば、否定

せよ) 3. Divide et impera. (分割せよ, 而して統治せよ)」とまでいっている。

10.

カントは、その永久平和論を大凡以上のように展開した。彼の所論の重点、並びに、それによってわれわれが受ける深い示唆を、ほぼ次のように纏めることができるであろう。

(1) カントにとって、永久平和の理念は、実に実践理性の根源に根ざすものであって、それはまさに人間のあらゆる実践が、これに向わしめられるべき究極のものであった。カント自身の言葉を以てすれば、「普遍的且つ永続的な平和の確立は、単に純粋理性の限界内における法律学の一部を形成するだけのものではなく、実にその全終局目的を形成する W., VII, Rechtslehre. S. 162 ものであった。それはまさに、永久平和を以て、人間のあらゆる実践の赴くべき究極目的としての理念であることの強調であった。このことはとりもなおさず、この究極の理念に根ざす努力によらずして、真の平和は絶対に招来することができないということの、彼の長い労苦にみちた研究生活から導き出されてきた結論の提示に外ならなかったのである。

(2) したがって、カントにとって、現実の世界の平和機構形成の問題も、決して単に政治ないし法律技術的にのみ解決せられるべきものではなくて、実にこの理念の発出する根源である人間存在の根本理法に随順することによってのみ真の解決が得られるべきものであること、換言すれば、政治や法律の根底に道徳が儼存するのであって、決してその逆ではなく、あらかじめその基盤において、この根源者に帰順することなくしては、政治も法律も一歩たりとも確実な前進をなすことができないものであるということの主張がここに明確に持ち出されているといえるのである。

そして、この理念にてらして現実を省みるとき、そこにどのような状勢

が展開していたか。カントにとって、当時の現実政治家たちのなすところは、まるでその逆であったのである。すなわち、政治の究極目的をなすべき道徳的理念と、単にそれへの手段に過ぎない政治的、法律的技術の問題とを逆にして、「馬を車の後につなぐ」ような愚行を敢えて演じていたのである。そこには、真の意味の政治家、すなわち、「道徳的政治家」 *moralischer Politiker* が余りにも数少なく、むしろ、政略のために道徳を口にする政治家、すなわち、「政略的道徳家」 *politische Moralisten* たちの横行が見られたのである。さきに述べたカントの憤懣の言葉は、まさにこうした本末顛倒の事態に向けて発せられたものに外ならなかったのである。

ひるがえって、今日存在する国際連合 (U.N.) についてみても、この複雑を極める国際状勢 (ありとしあらゆる形における国家的、民族的エゴイズムの衝突) を克服して、永久平和をこの地上に樹立しなければならない (でないとは人類の滅亡は必至といわねばならない) 使命は重大を極め、そのために全世界的な規模における経済的、政治的、法律的局面に於て払わねばならない考慮は、実に無限ともいえる程であって、われわれはそこに、異状ともいえる程の困難さを認め、その困難さと取組む当局者の辛苦を多とするに吝かではない。しかしながら、この困難を極める努力も、もしそれが、遠く人類の来し方、行く末を思う鞏固な道徳的理念によって確固たる裏打ちを受けているのでないならば、それはひっきょう無に等しいものといわねばならない。なぜなら、その場合には、切角でき上った平和機構も、所詮単なる勢力均衡を求めだけの組織に外ならず、ここに、われわれは先に国際連盟 (League of Nations) でなめた苦汁を又しても経験させられるだけのことになるからである。かくて、この本末顛倒は絶対に許されない。ましていわんや今日の人類の醸し出している陰悪を極める状況の中にあっては尙更のことであって、それこそカントが、人類に警告の意味を持たせて敢て選んだこの著述の皮肉な題名 *Zum ewigen Frieden* という、墓場の死者たちの冥福を祈る言葉にふさわしい事態をひ

き起す結果になってしまう虞れが多分にあるのである。それでもなお、人びとが性懲りもなくありとしあらゆる形のエゴイズムをひっさげて火花を散らして互いに戦い抜こうとする意図を捨てず、あげくのはてには死に絶えて、結局、人類の巨大な墓場の平和を希求するようなことになっては最早何をかいわんやの感なきを得ないのである。

この題名を選んだカントの趣意は、このような墓場の平和ではなく、生きている人類の上に永久平和を来らせるためにはどのようにすべきか、その方策を根底的に彼の哲学的立場から考え抜こうとして、この永久平和の理念の提唱、並びにその理念達成のための手段としての三段階に亘る法体制確立をなすべきことの示唆がなされているのである。この本末を顛倒しては、それは所詮、晩かれ早かれ訪れる墓場の平和を求めているものと評する外はないといわねばならないのである。

(3) かくて、現実世界におけるもろもろの根深い悪にふまえつつ、しかも尙究極の理念をめざして絶えざる道徳的努力を続けていく過程、そこに人間の歴史が見られるべきであって、その意味で、まさに人間の歴史は、決して単に観想されるべきものではなくて、絶えず創られていかねばならないもの¹⁹⁾、そして永久平和はその究極目標なのであるということの主張に、われわれはカントから深い示唆を感じとらざるを得ないといわねばならない。

このようにして、永久平和は、根の深いもろもろの人間悪に抗して、根源的に解決せられなければならない問題であったのである。さればこそ、カントが与えたこの解決策は、あるいは現実問題の処理のためには、余りにも迂遠であるかのように思われるであろう。たしかに即効薬を求めるのであれば迂遠といえよう。けだし、戦争は絶えずあの戦慄すべき「人類殺戮兵器」を擁して人類の棲家の戸口をうかがっているからである。

しかし、もし人びとが慎重にこの問題を根本的に解決しようとするな

ら、たとえ迂遠のようではあっても、これより他に確実な途を見出し得ないこともまた明らかであるといわねばならない。そうであればこそ、カントは、「この考えが如何に空想的に見えようとも、そしてこのようなものとして僧院長サン・ピエール Saint-Pierre やルソー²⁰⁾のような人びとが如何に嘲笑せられようとも（おそらく彼等が、これを苦もなく実現できると信じたが故に）」W., III, Idee. S. 159, あるいは又、このような考えが、「哲学的千年期説」として、「埒もなき夢想として一般に嘲笑され」W., VI, Religion. S. 173f. ようとも、それでもなおこのような考えを提唱せざるを得なかった所以があったのである。

かくして、カントが取扱ったものは、決して単なる現実問題の、一時的、技術的処理ではなく、実に永久平和論としての倫理学の根本理念とその実現形式の提唱に他ならなかったのである。

パンを求めて石を与えられたということ勿れ。カントは現実問題としての平和工作も、ここに根を下すのでなければ砂上の楼閣に等しいものであることを主張したかったのである。現存の国際連合も、このような要請に応え得るものであってのみ、その存在意義を高らかに主張し得るであろう。われわれは深くカントの主張に聴くところがなければならぬ。

ここに、われわれはカントとともに、「たとえただ無限にそれに近づき得るに過ぎないとしても、その十分な希望が同時に存在するときには、それは義務である。そうであるとすれば、永久平和は決して空虚な理念ではなく、従来誤って名づけられた平和締結（実は戦争休止に過ぎない）が、あまた経過した後初めて現れるもの、（そして同一の進歩がおそらく益々短い時間のうちに起るであろうから）徐々に解決されて、絶えずその目的地に近づきゆく課題である」といわねばならない。「世界はなお若い」W., [Akad.=Ausc.] XV, S. 621, 「われわれは忍耐強くこの世の事業に勤労し、期待を持たねばならない」ibid. S. 609 といわねばならないのである。

注 19) “Die Welt nur dasjenige sei, wozu wir sie machen.” W. [Akad. =
Ausg.] XV, S. 90

20) Charles Irénée Castel, Abbé de Saint-Pierre (1658~1743), Jean-
Jacques Rousseau (1712~78). カントはこの平和論をこれら二人の先人
たちに負っているのである。すはわち、最初にサン・ピエールが『Projet
de paix perpétuelle』(1713~17)を書き、次にルソーがその抜粋書
『Extrait du Projet de paix perpétuelle de Saint-Pierre』(1761)を書
き、このルソーの抜粋書に感動したカントが、自身の哲学体系をふまえて
それに哲学的根拠づけをして出したのが、この『Zum ewigen Frieden』
であったのである。